

二十四番 池田 清でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、経済文教委員会に付託されました諸議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております経済文教委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、教育委員会所管事項について申し上げます。

昨年度は学校給食への異物混入、個人情報が入ったUSBメモリーの盗難による紛失、また本年度当初には、職員が担当する団体の資金の私的流用及び不適切な管理など、不祥事が度重なって発生いたしました。

教育委員会では、これらの事件を真摯に受け止め、一丸となって再発防止に努めているとありますが、改めて、より一層のチェック体制の徹底及び定期的な確認を行うなど、綱紀粛正に努めるよう強く要望いたしました。

長野市版放課後子どもプランについてですが、これから建設工事を予定しております大豆島児童センターについては、学校体育館の北側となるため、今まで保護者が心配していた県道の横断がなくなり、また近くには近隣公園があるなど、将来を担う児童にとって大変環境が良くなることと存じます。

一方、当プランは、今年度、四十四校区でスタートしたわけですが、施設面において、学校によっては校内施設間の移動に難があるなど、健全育成としての環境が十分整っているとは言えない部分が見受けられます。

また、運営面において、あるプラザの館長さんからは、その責任ある立場として、学校施設の利用、特に校庭では、登録していない児童も一緒に利用することもあり、けがや事故が起きることを大変心配しているとのことでもあります。

そこで、施設整備については、各学校で様々な事情はありますが、本プランの全校区実施はもとより、登録児童が増加している中で、児童がより使いやすい環境の施設整備に努めていただくよう要望いたしました。

また、学校施設の利用については、傷害保険の適用の可否について、様々な利用を想定しながら対処方法を整理・研究するよう要望いたしました。

続いて、産業振興部所管事項について申し上げます。

野生鳥獣の被害防止対策についてであります。本対策は多くの地区の課題であり

ます。

この度、松代地区で取り組まれますイノシシ侵入防止柵の設置については、地元の自力施工ではあるものの、資材費相当額については全額補助されます。また、設置後の効果についても、大変期待できる取組であります。

そこで、ほか十八地区の協議会の防除対策等の活動に対して積極的に支援するとともに、今後、補助の要望があった際には、松代地区と同程度にできるだけ地元負担を軽減するための市単独の補助体制の整備及び予算措置を要望いたしました。

観光及び商業振興についてであります。権堂地区については、検討委員会等において再生計画の策定が進められております。現在、市では、都市整備部がハード事業を担当し、産業振興部がソフト事業を担当してまいります。

にぎわいの創出には、ハード事業及びソフト事業が一体で働くことが重要でありますので、当再生計画が具体化される中で、更なるソフト事業の拡充を要望いたします。

産業集積と企業誘致についてであります。第二東部工業団地の造成工事が順調に進み、既に十二区画中十区画への入居企業が内定し、これからの三年間で二百人を超える雇用が見込まれております。そこで、長野市内から多く雇用していただけるよう入居企業に対して積極的な働きかけを要望いたしました。

五月二十九日の大雨による災害についてであります。まず被災された皆様には、お見舞い申し上げますとともに、いち早い復旧を心から望んでいくところであります。

さて、災害による農地関係の復旧の分担金の割合は、通常の二十パーセントということでありませう。

そこで、全市的に取り組んでおります中山間地域の活性化、遊休農地の拡大の防止及び厳しい農業経営の実態を踏まえ、分担金の割合を軽減するよう強く要望いたします。

続いて、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第十二号「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願について申し上げます。

本請願については、請願者の願意を酌み、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第十三号 小・中学校及び高等学校の三十人学級実現、教職員定数増を求める請願及び請願第十四号 長野県独自の三十人規模学級の中学校全学年及び高等学校への早期拡大と、県独自に教職員配置増を求める請願について申し上げます。

以上、二件の請願につきましては一括して審査を行いました。

まず、両請願とも採択すべきものとして、「高学年になるにつれ不登校が増えていく状況をみると、全学年を三十人規模学級とする必要がある、また教職員が増となれば、ゆとりが生まれ、就労時間の縮減、それによる身体面及び精神面の負担が少なくなるなど、教育に携わる環境が改善される。」との意見が出されました。

一方、両請願とも不採択とすべきものとして、「いじめや不登校等の問題は幅広く、社会的問題であり、三十人規模学級としたから不登校が減るといった単純なものではないのではないか。教職員数については、現在も加配といった中で工夫しながら取り組まれている。また、県においても更なる財政負担は難しいのではないか。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、請願第十三号及び請願第十四号についてそれぞれ採決を行った結果、共に賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、請願第十五号 地域高校の「三十人以下学級」を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「様々な理由により小・中学校で学ぶべき基礎学力が不足していたとしても、改めて学ぶ場として希望が持てる高校がある。こういった父母や生徒自身の切実な願いに応えることができる。また、教育環境を整える上でも、少人数学級は必要である。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「少人数学級になることによって学校が疲弊してしまうことが心配される。教職員については、加配があり実際は少人数学級と同様な教育が実施されている。そのため、現状のままでもよい。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。